届　　出　　書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第37条の２第３項の規定により届け出ます。

この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）

［略］

［(第２面)・(第３面)　略］

(第４面)

８．特定資金移動業の内容及び方法

⑴　特定資金移動業の内容及び方法

［略］		
特定信託口口座に関する事項	⑴　特定信託口口座のある銀行等の商号又は名称	
	⑵　特定信託口口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	
	⑶　特定信託口口座の種類	
	⑷　特定信託口口座の名義	
	⑸　特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するために必要な事項	
特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法		

（記載上の注意）

［１．～９．　略］

10.　「特定信託口口座の種類」は、円建てで発行される場合には電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第３条第３項第１号イ⑴又は⑵の別を、外貨建てで発行される場合には同項第２号イ⑴又は⑵の別をそれぞれ記載すること。

届　　出　　書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第37条の２第３項の規定により届け出ます。

この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）

［同左］

［(第２面)・(第３面)　同左］

(第４面)

８．特定資金移動業の内容及び方法

⑴　特定資金移動業の内容及び方法

［同左］		
特定信託口口座に関する事項	⑴　特定信託口口座のある銀行等の商号又は名称	
	⑵　特定信託口口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	
	⑶　特定信託口口座の名義	
	⑷　特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するために必要な事項	

（記載上の注意）

［１．～９．　同左］

［加える。］